

平成28年熊本地震により軽自動車税納税証明書 の交付ができない場合の取扱いについて

国土交通省より熊本地震により軽自動車税納税証明書の交付ができない場合の取扱いについて、下記のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

これにより、継続検査において使用者が軽自動車税の滞納がないことを証するに足る書面の提示ができない場合には、当該市町村が発行する「軽自動車税の納付の有無の確認ができない旨の証明書」の提示をもって、自動車検査証が返付されることとなります。

記

各運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国自整第30号
平成28年4月25日

自動車局整備課長
(公印省略)

平成28年熊本地震により軽自動車税納税証明書の交付ができない場合の取扱いについて

検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の継続検査においては、道路運送車両法第97条の2第3項の規定により、軽自動車税の滞納がないことを証するに足る書面の提示がないときは、自動車検査証が返付されないこととされている。

今般の平成28年熊本地震により、課税データ等が滅失・損壊等し、軽自動車税の納税証明書の交付ができない市町村が発生していることから、継続検査における自動車検査証の返付について、総務省と協議のうえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、了知されるとともに、今後当分の間、これにより取り扱われたい。

なお、この取扱いについては、別添のとおり、総務省自治税務局市町村税課長から各都道府県総務部長等あて通知されていることを申し添える。

記

1 平成28年熊本地震により、市町村の課税データ等が滅失・損壊等し納税証明書の交付ができないことで、継続検査において使用者が軽自動車税の滞納がないことを証するに足る書面の提示ができない場合には、当該市町村が発行する「軽自動車税の納付の有無の確認ができない旨の証明書」の提示をもって、自動車検査証を返付することとする。

2 この市町村が発行する「軽自動車税の納付の有無の確認ができない旨の証明書」は、「検査対象軽自動車等に係る軽自動車税納税証明書の様式等について」（平成22年3月30日総税市第17号総務省自治税務局長通知）で定める軽自動車税納税証明書の様式が活用され、その備考欄に「納付の有無が確認できない」と記載される。（別紙「記入例」参照）

なお、この「軽自動車税の納付の有無の確認ができない旨の証明書」の有効期限については、実情に即し適切に設定されることとなっている。

総 税 市 第 5 1 号

平 成 2 8 年 4 月 2 5 日

各 道 府 県 総 務 部 長
東 京 都 総 務 局 長 殿
東 京 都 主 税 局 長

総務省自治税務局市町村税課長

(公 印 省 略)

平成28年(2016年)熊本地震により軽自動車税納税証明書の交付ができない場合の
取扱いについて

検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の継続検査においては、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第97条の2第3項の規定により、軽自動車税の滞納がないことを証するに足る書面の提示がないときは、自動車検査証が返付されないこととされています。

平成28年(2016年)熊本地震により、課税データ等が滅失・破損等し、軽自動車税の納税証明書の交付ができない場合の継続検査における自動車検査証の返付について、国土交通省と協議のうえ、下記のとおり取り扱うこととされましたので通知します。貴都道府県内の市(区)町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

この取扱いについては、別添のとおり、国土交通省自動車局整備課長から各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに検査関係機関の長等あて通知されているので、申し添えます。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

記

- 1 平成28年(2016年)熊本地震により、市町村の課税データ等が滅失・破損等し納税証明書の交付ができないことで、継続検査において使用者が軽自動車税の滞納がないことを証するに足る書面の提示ができない場合には、当該市町村が発行する「軽自動車税の納付の有無の確認ができない旨の証明書」の提示をもって、自動車検査証が返付されることとします。

2 この市町村が発行する「軽自動車税の納付の有無の確認ができない旨の証明書」は、「検査対象軽自動車等に係る軽自動車税納税証明書の様式等について」(平成22年3月30日総税市第17号総務省自治税務局長通知)で定める軽自動車税納税証明書の様式を活用することとし、その備考欄に納付の有無が確認できない旨記載することとします(別紙「記入例」参照)。

なお、この「軽自動車税の納付の有無の確認ができない旨の証明書」の有効期限については、実情に即し適切に設定するようお願いします。

(別紙)

記入例

軽自動車税納税証明書		
証明書番号	第 1 2 3 号	
納税義務者	氏 名 (名 称)	〇〇〇〇〇
	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町 1 2 - 3 4
車 両 番 号	〇〇〇〇 - 1 2 3 - 〇 - 4 5 6 7	
納 税 済 年 月 日	平成 年 月 日	空欄
この証明書の有効期限	平成 ×× 年 ×× 月 ×× 日	
備 考	納付の有無が確認できない	

上記のとおり証明する。

平成 ×× 年 ×× 月 ×× 日

市町村長
氏 名 印

(表)

(注) 1 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示して下さい。

2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。

3 賦課期日（4月1日）後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては滞納がない旨記載されます。

4 この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。

(裏)